

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ ℓ 以下
ふつ素	0.8 mg/ ℓ 以下
ほう素	1 mg/ ℓ 以下